



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(23 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221871)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

安保条約改正に際して基本方針確立を要する重要問題は左のとおりと思考される。

一 条約の名称及び性格

新条約を単に安全保障の関係のみに限定せず、政治、経済条項をも含み、名称もたとえば「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障に関する条約」とすべきかの問題及び締約国に対する外部からの破壊行為を防止するための「個別的及び集団的能力を単独で及び共同して維持し、かつ、発展させなければならぬ」とのことと条項(東南アジア集団防衛条約及び米華条約)にも可なり。ト及することの可否。

極
秘
まで

前者に関しては、事務当局としては妥当と認める。
後者に関しては、特に内政的考慮を要する点であると思考される。

二 条約地域

条約地域として次の三の場合が考えられる。

(イ) 日本及び西太平洋の米国領土及びその管轄下にある地域(租界)

互援助型条約の場合の標準的形式)

(ロ) 日本及び沖縄、小笠原

(ハ) 日本

以上の各場合に対する問題点は、「安保条約改正試案の問題点」に述べたとおりであるが、いずれの方式を選ぶべきかについての

事務当局の考え方は分れている。多数説は共同防衛の範囲を日本に限定し、沖縄及び小笠原に関しては日本の自由裁量により援助をなしうるものとするとの方式に傾いており、少数説は上述三方式のうち(イ)または(ロ)を採用し、相互援助の建前を明らかにすべきであるとの考え方である。

この点は新条約の構想中最も重要な部分であり、最高方針決定を仰ぐ要あるところである。

なお、事務当局多数説に関しては、日本側より提案あれば米側は勿論真剣にこれを考慮するであろうが、最終的にこの方式を受諾するかは現在のところ確定的でない。

なお、条約の期間はこの問題との関連において決定されるべきも

のと思考する。

三 米軍の配備及び使用に関する協議

米軍の日本駐屯は日本防衛のみならず、極東の安全を維持することを目的とするものであるが、配備、装備及び使用に関する協議範囲に関して米側の意向は次のこときものであるが、右にて差支えなきや。

(イ) 緊急事態における日本基地の作戦使用は協議事項とする。(補給関係については制限なし。)

(ロ) 日本基地への米軍の配備及びその装備を協議事項とする。

事務当局としては、(イ)に関して作戦使用と補給関係をいかに区別すべきか、(ロ)に関しては配備に関して日米共同声明の表現との

関係、米軍の通過をいかにするか、また装備に関する協議には核兵器のみならず、戦術兵器をも含ませる必要があるかなどの問題があるが、原則的にはこれ以上に協議の範囲を拡げることには困難であると思考する。